

2018年（平成30年）3月28日

法務省民事局参事官室 御中

大阪弁護士会
会長 小原正敏

「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案」
に関する意見募集に対する意見書の提出の件

去る2月28日に公示された、「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案」に関する意見募集について、別紙のとおり当会の意見書を提出いたしますので、よろしくお取り計らいください。

以上

第1部 株主総会に関する規律の見直し

第1 株主総会資料の電子提供制度

1 定款の定め

① 株式会社は、株主総会参考書類、議決権行使書面、会社法第437条の計算書類及び事業報告並びに同法第444条第6項の連結計算書類（以下「株主総会参考書類等」という。）の交付又は提供に代えて、株主総会参考書類等に記載し、又は記録すべき事項に係る情報を電磁的方法により株主が提供を受けることができる状態に置く措置（以下「電子提供措置」という。）を採る旨を定款で定めることができるものとする。

【意見】

賛成する。ただし、株主による書面交付請求権を保障し、定款等によってもこれを排除できないものとするを条件とする。

【理由】

電子化により紙面の制約がなくなるため従来よりも豊富な情報が株主に提供されることが期待され、印刷や封入の作業が簡素化されることにより株主への情報提供の早期化、株式会社の事務負担の軽減が見込まれるといったメリットが考えうるため、新たな電子提供制度を法改正により設けることには異論はない。具体的な制度設計の検討にあたっては、デジタルデバインドへの配慮から書面交付請求権を株主に保障すべきである。

（注） 上記の電磁的方法により株主が提供を受けることができる状態に置く措置としては、電子公告の方法に準じて、会社法施行規則第222条第1項第1号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するものによる措置とするものとするのが考えられる。

【意見】

賛成する。

【理由】

電磁的方法としては電子メールでの送受信や磁気ディスクの交付等もありうるが、提案された方法が株式会社と株主の双方にとって便宜である。

② 振替機関（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下同じ。）は、①による定款の定めがある株式会社の株式でなければ、取り扱うことができないものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

株主にとって取得する株式の銘柄ごとに電子提供措置が講じられているか否かが異なるのは分かりにくく、また、株主による書面請求権の行使が振替機関等を通じて

なされることが想定されていること（４（２）①の（注２））からも、振替株式の発行会社については一律に新たな電子提供制度を導入すべきである。

③ この試案に基づく改正法の施行日において振替株式（振替法第１２８条第１項に規定する振替株式をいう。以下同じ。）を発行している株式会社は、施行日を効力発生日とする①による定款の定めを設ける定款の変更の決議をしたものとみなすものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

上記②と同様である。

なお、振替株式の発行会社についても定款変更の擬制まではせず、各社ごとに株主の判断に委ねるべきという考え方もありうるところである。しかし、株主に書面請求権が強行法規的に保障されるのであれば電子提供措置が採られることについて株主の不利益は小さく、また、株式会社から株主への任意の書面交付も許されることから、振替株式の発行会社について一律に新制度を導入することの利点（上記②に対するもの）を優先すべきと考える。

２ 電子提供措置

① １①による定款の定めがある株式会社の取締役は、会社法第２９９条第２項各号に規定する場合には、電子提供措置開始日から株主総会の日以後３か月を経過する日までの間、次に掲げる事項（以下「電子提供措置事項」という。）に係る情報について継続して電子提供措置を採らなければならないものとする。

ア 会社法第２９８条第１項各号に掲げる事項

イ 会社法第３０１条第１項に規定する場合には、株主総会参考書類及び議決権行使書面に記載すべき事項

（注） 会社法第２９９条第１項の通知に際して、株主に対し、議決権行使書面を交付する場合には、議決権行使書面に記載すべき事項に係る情報については電子提供措置を採ることを要しないものとする。

ウ 会社法第３０２条第１項に規定する場合には、株主総会参考書類に記載すべき事項

エ 会社法第３０５条の規定による請求があった場合には、同条第１項の議案の要領

オ 株式会社が取締役会設置会社である場合において、取締役が定時株主総会の招集の通知を発するときは、会社法第４３７条の計算書類及び事業報告に記載され、又は記録された事項

カ 株式会社が会計監査人設置会社（取締役会設置会社に限る。）である場合において、取締役が定時株主総会の招集の通知を発するときは、会社法第４４４条第６項の連結計算書類に記載され、又は記録された事項

キ アからカまでの事項について修正をすべき事情が生じた場合には、その旨及び修正後の事項

【意見】

賛成する。

イの（注）についても賛成する。

【理由】

電子化によるメリットを考えると後記3(2)に挙げられた事項を除き電子提供措置事項はできるだけ範囲を広くすべきであり、上記提案はその趣旨であると考えられ、賛成である。

イの（注）については、議決権行使書面の記載事項については、従来どおり書面を交付するのか、電子提供措置の対象とするのかは実務上の工夫に委ねるのが相当である。

② ①の「電子提供措置開始日」については、次のいずれかの案によるものとする。

【A案】 株主総会の日から4週間前の日又は株主総会の招集の通知を発送した日のいずれか早い日

【B案】 株主総会の日から3週間前の日又は株主総会の招集の通知を発送した日のいずれか早い日

【意見】

A案に賛成する。

【理由】

株主に対する早期の情報提供がなされるようになることが電子提供制度の利点の一つであり、可能な限り早期に電子提供措置が開始されるよう、遅くとも株主総会の日から4週間前に電子提供措置を開始すべきとするA案を採用すべきと考える。また、このように考えても、印刷及び封入に要する期間（2週間程度）が省かれることから、株式会社側に過度な負担を強いることにもならない。

3 株主総会の招集の通知

(1) 発送期限

1 ①による定款の定めがある株式会社においては、会社法第299条第2項各号に規定する場合における株主総会の招集の通知の発送期限は、同条第1項の規定にかかわらず、次のいずれかの案によるものとする。

【A案】 株主総会の日から4週間前まで

【B案】 株主総会の日から3週間前まで

【C案】 株主総会の日から2週間前まで

【意見】

A案に賛成する。

【理由】

早期に株主への情報提供を行うため、招集通知の発送は、電子提供開始日と同様、遅くとも株主総会開催日の4週間前までになされるのが相当である。

株式会社の負担になることを理由として、招集通知発送期限を電子提供開始日より後にすべきという見解がみられるが、電子提供措置を採る場合は招集通知の記載事項が大幅に簡略化され、招集通知の作成から発送に至る株式会社の事務負担は軽減されるため、そのような配慮は不要と考える。また、電子提供措置がなされていても、それが招集通知により株主に周知されなければ、情報提供の早期化という新制度の利点は実質上損なわれる。さらに、書面交付請求権の行使に応じた書面交付を、電子提供の開始や招集通知の発送と同一機会に行うことは必ずしも必要でなく、株式会社の事務負担を理由として招集通知発送期限を遅らせるべきでない。

(2) 記載事項

1 ①による定款の定めがある株式会社においては、会社法第299条第2項各号に規定する場合には、同条第4項の規定にかかわらず、書面又は電磁的方法による株主総会の招集の通知には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならないものとする。

① 株主総会の日時及び場所

② 株主総会の目的である事項があるときは、当該事項

③ 電子提供措置事項に係る情報を掲載するウェブサイトのアドレス

((2)の注) 本文の事項のほか、書面又は電磁的方法による株主総会の招集の通知に記載し、又は記録しなければならない事項としては、例えば、次のものとすることが考えられる。

ア 会社法第298条第1項第3号に掲げる事項を定めたときは、その旨及び書面による議決権の行使の期限

イ 会社法第298条第1項第4号に掲げる事項を定めたときは、その旨及び電磁的方法による議決権の行使の期限

ウ 株主総会の招集の決定において次に掲げる事項を定めたとき（定款に当該事項についての定めがあるときを除く。）は、その決定の内容

(ア) 代理人による議決権の行使に関する事項

(イ) 会社法第313条第2項の規定による通知の方法

【意見】

賛成する。(注)についても賛成する。

【理由】

招集通知の記載事項としては、日時、場所、電子提供措置を講じるためのウェブサイトアドレスなどの基本的事項に限り、印刷および封入の作業を簡素化できるようにすべきである。

4 株主総会参考書類等の交付又は提供等

(1) 会社法第301条第1項の特則等

- ① 1①による定款の定めがある株式会社の取締役は、会社法第301条第1項、第302条第1項、第437条及び第444条第6項の規定にかかわらず、株主総会の招集の通知に際して、株主に対し、株主総会参考書類等を交付し、又は提供することを要しないものとする。
- ② 1①による定款の定めがある株式会社における会社法第305条第1項の適用については、同項中「その通知に記載し、又は記録すること」とあるのは、「電子提供措置事項に含めること」とするものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

電子提供措置を講じる以上書面の交付は不要である。

(2) 書面交付請求

- ① 1①による定款の定めがある株式会社の株主は、当該株式会社に対し、電子提供措置事項を記載した書面の交付を請求することができるものとする。

【意見】

賛成である。

なお、インターネットへのアクセスに困難がある株主が書面交付請求権を行使することに支障が生じないように、株式会社、法務省、証券会社等において、制度の十分な周知を図って頂きたい。

【理由】

総務省が2017年（平成29年）6月8日付けで取りまとめた平成28年通信利用動向調査の結果によれば、我が国における年齢階層別のインターネット利用率は、60歳から69歳までにおいて75.7%（前年比-0.9%）、70歳から79歳までにおいて53.6%（前年比+0.1%）、80歳以上において23.4%（前年比+3.2%）であり、依然として、高齢者を中心にインターネットを利用することが困難な者が存在している。

平成29年版高齢社会白書によれば、65歳以上の者がいる単独世帯（6,243,000世帯）及び夫婦のみ世帯（7,469,000世帯）の合計数は、13,712,000世帯にも及んでおり、自らインターネットを通じて必要な情報を得ることができない株主が相当数存在することは容易に想像できる。また、証券会社に足を運ぶことが困難な株主も存在するものと思われる。

株主総会参考書類等は、株主が有する共益権の中でもっとも重要となる議決権の行使判断に必要な情報を提供する役割を担っており、その情報が株主に提供されない事態があってはならないと考えられる。

したがって、電子提供制度が導入される場合には、インターネットへのアクセスに困難がある株主が書面交付請求権を行使することに支障が生じないように、株式会社、

法務省、証券会社等において、制度の十分な周知を図っていただく必要がある。

(注1) 振替株式の株主が書面交付請求をするには、振替機関等を経由してしなければならないものとする。

【意見】

株主が直接的には口座管理機関に対して書面交付請求の手続きをとるべきことを想定しているものと考えられるが、その前提で賛成する。銘柄ごとに書面交付請求権を行使できる仕組みとする必要はないと考える。

【理由】

株主としては自らが口座を開設している口座管理機関に対して書面交付請求の意思表示をする仕組みとすることが便宜である。提案内容もそのような仕組みをいうものと考えられるが、その前提で賛成である。なお、口座管理機関及び振替機関を経由して書面交付請求の手続きを行うものとして、書面交付請求権を行使するか否かを銘柄ごとに指定できる仕組みと、株主が保有する銘柄全てについてまとめて指定することとなる仕組みがありうる（会社法制(企業統治等関係)の見直しに関する中間試案の補足説明10頁。以下、同補足説明を「補足説明」という。）。この点については、銘柄ごとに指定できる仕組みは管理コストがかさむこと、そのような権利行使を株主に認めるべき必要性も乏しいと考えられることから、株主が保有する銘柄全てについてまとめて書面請求権を行使するか否かを指定する仕組みが相当である。

(注2) 株主が書面交付請求をすることができない旨を定款で定めることができるものかどうかについては、なお検討する。

【意見】

書面交付請求権は定款によっても排除を認めるべきではない。

【理由】

電子化を図ることにメリットがあるとしても、デジタルデバインドへの配慮から、株主による書面交付請求の権利は強行法規的に保障すべきであり、定款によってもこれを排除することを認めるべきでない。

② 取締役は、会社法第299条第2項各号に規定する場合には、株主総会の日
の2週間前までに、①による請求（以下「書面交付請求」という。）をした株主（当
該株式会社が当該株主総会において議決権を行使することができる者を定めるた
めの同法第124条第1項に規定する基準日を定めたときは、当該基準日までに
書面交付請求をした株主に限る。）に対し、①の書面を交付しなければならないも
のとする。

(注) ①の書面の交付については、会社法第126条第1項から第4項までを準
用するものとする。

【意見】

賛成する。(注)についても賛成する。

ただし、基準日が設定されていない場合において、株主がいつまでに書面交付請求すべきであるのかを明確にするようさらに検討すべきである。

【理由】

書面請求権を行使した株主の検討時間を確保するために株主総会開催日の一定期間前に書面交付がなされるべきであるが、株式会社側の事務負担への考慮から、この書面交付の期限は電子提供開始日や招集通知の発送期限とは別の日とすべきである。

また、非公開会社が本改正による電子提供制度を導入することもありうるが、非公開会社は基準日を設定せずに株主総会を招集することが多く、そうした場合に株主がいつまでに書面交付請求を行うべきであるのかが本文によれば必ずしも明らかでない。なお、補足説明9頁によれば、株主総会の日より2週間前の日より後に株主から書面交付請求がなされた場合には、株式会社は書面を交付する必要がないものとされているが、株主総会の2週間前の日の直前に株主から書面交付請求がなされた場合には、株式会社が期限内に書面交付することは困難である。これらのことから、基準日が設定されていない場合における書面交付請求の期限について、さらに検討すべきである。

5 電子提供措置の中断

2①にかかわらず、電子提供措置期間中電子提供措置の中断（株主が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれなかったこと又はその情報がその状態に置かれた後改変されたことをいう。以下同じ。）が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、その電子提供措置の中断は、当該電子提供措置の効力に影響を及ぼさないものとする。

- ① 電子提供措置の中断が生ずることにつき株式会社が善意でかつ重大な過失がないこと又は株式会社に正当な事由があること。
- ② 電子提供措置の中断が生じた時間の合計が電子提供措置期間の10分の1を超えないこと。
- ③ 株式会社が電子提供措置の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、電子提供措置の中断が生じた時間及び電子提供措置の中断の内容について、電子提供措置事項に含めて電子提供措置を採ったこと。

【意見】

賛成する。

【理由】

この点については電子公告と同様の措置を講じるべきと考えるため。

6 電子提供措置の調査

電子提供措置を採ろうとする株式会社は、電子提供措置期間中、電子提供措置事項に係る情報が株主が提供を受けることができる状態に置かれているかどうかにつ

いて、調査機関に対し、調査を行うことを求めなければならないものとする。
(注) 調査機関については、電子公告調査機関に準じて、所要の規定を設けるものとする。

【意見】

賛成する。(注)についても賛成する。

【理由】

電子公告と同様に考えるべきである。

株式会社の費用負担が生じることから調査を義務付ける必要がないとする見解もみられるが、電子公告調査の例によるとその費用は多額とまでいえないこと、決議取消訴訟等において招集手続の瑕疵の有無が争われる場合の有力な立証方法となることから、調査を義務付けるべきである。

また、複数のウェブサイトにおいて電子提供措置が採られる場合には調査の義務付けは不要であるという見解もみられるが、複数のウェブサイトのうち一部のみ改ざんされるといったケースも起こりうるため、やはり調査の必要性がある。

なお、電子提供措置のためにEDINETを利用できることとなる場合には、EDINETにおいて電子提供措置を採る株式会社には調査を義務付けないものとすることには検討の余地があると考ええる。

(第1の後注1) 種類株主総会の株主総会参考書類及び議決権行使書面の交付についても、同様の規律を設けるものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

株主総会と種類株主総会とで同様の規律とするのが相当であるため。

(第1の後注2) 開示用電子情報処理組織(EDINET)の利用の可否等については、なお検討する。

【意見】

EDINETを利用できることとすべきである。

【理由】

EDINETが安定的に運用されているシステムであること、開示書類がその提出者によって任意に改変されない仕組みとなっていることから、EDINETの利用により電子提供措置が安定的になされることにつながるため。

現在のEDINETの運用上、個別の添付書類に対してアドレスが付与されず、添付書類の一覧についてはアドレスが長文にわたるため招集通知への記載に適さないという問題が指摘されている。しかし、アドレスの記載に替えてEDINET掲載書類の具体的な検索方法を招集通知に記載すれば足りるものとするればよい。掲載書類の具

体的な検索方法を記載することとなれば、アドレスを記載する場合に比べて紙面を割くこととなるが、圧着葉書に印刷するなどの工夫により対処できるものと思われる。

(第1の後注3) 会社法第299条第3項の承諾をした株主に関して、例えば、次のような見直しをするかどうかについては、なお検討する。

ア 会社法第301条第2項ただし書及び第302条第2項ただし書を削除し、同法第299条第3項の承諾をした株主は、株主総会参考書類及び議決権行使書面の交付を請求することができないものとする。

イ 電子提供措置を採る場合には、会社法第299条第3項の承諾をした株主に対しては、4(2)①の書面を交付することを要しないものとする。

【意見】

反対する。

【理由】

現行法で招集通知の電磁的方法による提供に承諾した株主の意思として、書面の交付を全く請求できなくなるとまで認識していなかったはずである。これらのような改正をせずとも発行会社側に不都合があるとは思われない。また、今回新設される電子提供制度と会社法第299条第3項の株主の承諾による招集通知の電磁的方法による提供とは別の制度であり、権利行使の方法も異なっている。前者を設けるからといって後者に関する株主の権利に変更を加える根拠にはならない。

(第1の後注4) 株主総会の電子提供制度といわゆるウェブ開示によるみなし提供制度(会社法施行規則第94条第1項、第2項、第133条第3項から第5項まで、会社計算規則第133条第4項から第6項まで、第134条第4項から第6項まで。以下、単に「みなし提供制度」という。)を併存させるものとするかどうかなど、株主総会資料の電子提供制度の創設に伴うみなし提供制度の見直しの要否等については、なお検討する。

【意見】

新たな電子提供制度と「みなし提供制度」を併存させることには反対する。

【理由】

新たな電子提供制度は「みなし提供制度」よりも電子化を推進する制度内容であり、また、株式会社が株主総会に関する情報を書面で株主に提供することも任意に認められることを考えれば、現行の「みなし提供制度」を存続させる意義はないと考えられる。両制度を並立させることで規律が複雑化する弊害もある。

両制度を併存させた場合、株主による書面交付請求に対して、株式会社側は「みなし提供制度」により一部の事項について書面交付を省略できることとなる。これを株式会社側の利点と捉える見解もあるかもしれないが、わざわざ書面を求めている株主に対して、さらに一部事項についてはウェブ上で閲覧することを要求するというのは適切でないと考えられる。

第2 株主提案権

1 提案することができる議案の数

【A1案】 取締役会設置会社においては、会社法第305条第1項の議案の数は、5を超えることができないものとする。この場合において、役員（取締役、会計参与及び監査役をいう。）及び会計監査人（以下1において「役員等」という。）の選任に関する議案については、選任される役員等の人数にかかわらず一の議案と数えるものとし、役員等の解任に関する議案についても、同様とするものとする。

【A2案】 取締役会設置会社においては、会社法第305条第1項の議案（役員等の選任又は解任に関する議案を除く。）の数は、5を超えることができないものとする。

【B1案】 取締役会設置会社においては、会社法第305条第1項の議案の数は、10を超えることができないものとする。この場合において、役員等の選任に関する議案については、選任される役員等の人数にかかわらず一の議案と数えるものとし、役員等の解任に関する議案についても、同様とするものとする。

【B2案】 取締役会設置会社においては、会社法第305条第1項の議案（役員等の選任又は解任に関する議案を除く。）の数は、10を超えることができないものとする。

（1の注） 定款の変更に関する議案の数については、内容において関連する事項ごとに区分して数えるものとする旨の明文の規定を設けるものかどうかについては、なお検討する。

【意見】

B2案に賛成する。

ただし、株主提案権の数の制限を非上場の中小企業にまで及ぼすのが相当か否かについては、さらに検討を要するものとする。

注については、内容において関連する事項ごとに区分して数えるものとする旨の明文の規定を設けることに賛成する。

【理由】

株主から提案される議案の数があまりに多数に上ると、当該議案の審議に時間を要し、実りある議論、株主との対話が妨げられることになるところ、個数を制限することは、株主総会での実質的な議論につながるものである。また、株主提案の個数の制限は、濫用的事例の防止において、潜脱は可能であるとしても一定の抑止となり得る。

もっとも、例えば、役員報酬議案、配当議案及び機関設計の変更に関する定款変更等の議案を提案しようとする場合には、役員等の選解任の議案以外に5を超える議案の提出が必要となる可能性がある。また、非上場の中小企業においては過去の株主総会決議が適法になされていない場合も現実に存在し、過年度の事項等に関する議案の提案を行うべき場合もあり得るところ、その場合には必要な議案数は多数となることが想定される。

このように株主による合理的な議案の提案として一定の議案数が必要となる可能

性があることからすると、提案することができる議案の数の制限を行うとしても、適切な株主提案権の行使が妨げられる個数に制限されてはならない。そうすると、A1案及びA2案による制限は個数の観点から妥当ではなく、B1案による制限も、役員等の選解任議案が複数となる場合があり、その場合には必要な議案を提案することができない可能性があるため妥当ではない。

したがって、議案の数の制限はB2案によるべきである。

なお、上述のように非上場の中小企業においては305条による議案の数の制限が株主の正当な権利行使を妨げる可能性があることから、株主提案権の数の制限を非上場の中小企業にまで及ぼすのが相当か否かについては、今後、さらに検討を要するものとする。

(1の注) について

株主提案の濫用事例の多くは定款変更に関するものである。そして、定款変更に関する議案の数の数え方について明文の定めを置かなかつた場合、数え方を巡って紛争が生じる可能性が高いと考えられる。

したがって、内容において関連する事項ごとに区分して数えるものとする旨の明文の規定を設けることに賛成する。

2 内容による提案の制限

会社法第304条及び第305条の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しないものとする。

- ① 株主が専ら人の名誉を侵害し、又は人を侮辱する目的で会社法第304条の規定による議案の提出又は同法第305条の規定による請求（以下「株主提案」という。）を行ったとき。
- ② 株主が専ら人を困惑させる目的で株主提案を行ったとき。
- ③ 株主が専ら当該株主又は第三者の不正な利益を図る目的で株主提案を行ったとき。
- ④ 株主提案により株主総会の適切な運営が妨げられ、株主の共同の利益が著しく害されるおそれがあるとき。

【意見】

賛成する。ただし、④は削除すべきである。

【理由】

近時の裁判例は、株主提案権の行使が、株式会社を困惑させる目的のためにされるなど、株主としての正当な目的を有するものでない場合等には、権利濫用として許されない場合があることを示しており、これを明文化することは濫用的な株主提案権の行使を防止することにつながる。

もっとも、④の事由については、会社側による恣意的な判断の余地が他と比して大きいと考えられるところ、議案提案の不当拒絶は裁判例において原則として他の議案の取消事由にあたらぬとされていることからすると、恣意的な判断の余地が大きい拒絶事由を設けることについては慎重な判断が求められる。そして、議案の数の制限

を行い、かつ①ないし③の拒絶事由を定めれば、加えて④の事由による拒絶を認めなければ防げない事態が生じる可能性は乏しいと考えられる。

そこで、④については削除すべきと考える。

(第2の後注) 株主提案権の行使要件のうち300個以上の議決権という持株要件及び行使期限の見直しをするものとするかどうかについては、なお検討する。

【意見】

持株要件及び行使期限のいずれも見直しをする必要はない。

ただし、株主総会参考書類の電子化や総会招集通知の発送期限を現在より早期に前倒しするに際して必要があれば、必要に応じて行使期限を前倒しすることには賛成する。

【理由】

持株要件を引き上げるとすると、例えば1%以上というような規律が考えられるが、支配株主以外の株主はいずれも1%以下の株式しか有していない場合もありうる。そのような会社では現状と異なり株主提案が困難となる。また、濫用的な提案の抑止の観点からは、株主提案の内容面や個数での制限が検討されている。加えて、株主提案として合理的な提案がなされるか否かと持株要件とは必ずしも直結するものではない。したがって、持株要件を見直す必要はない。

行使期限の前倒しについては、大幅な前倒しを行うと、株主提案時と株主総会時に間隔が生じることとなり、適切な株主提案が困難となる。また、合理的な株主提案に関しては、現実には提案前の事前の協議がなされており、あえて行使期限を前倒しする必要はない。さらに、現在、株主総会参考書類の電子化や総会招集通知の発送期限の前倒しが検討されており、これにより必然的に株主提案権の行使期限の前倒しが必要となることも考えられる。そのため、株主総会参考書類の電子化や総会招集通知の発送期限の前倒しとは無関係に行使期限の前倒しを検討すると、結果として大幅な行使期限の前倒しとなり、株主による適切な株主提案が妨げられかねない。したがって、行使期限の前倒しは、株主総会参考書類の電子化や総会招集通知の発送期限の前倒しに際して必要な範囲で検討されるべきであり、この観点を離れて前倒しを検討する必要はない。

第2部 取締役等に関する規律の見直し

第1 取締役等への適切なインセンティブの付与

1 取締役の報酬等

(1) 取締役の報酬等の内容に係る決定に関する方針

取締役の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定めているときは、会社法第361条第1項各号に掲げる事項を定め、又はこれを改定する議案を株主総会に提出した取締役は、当該株主総会において、当該方針の内容の概要及び当該議案が当該方針に沿うものであると取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）が判断

した理由を説明しなければならないものとする。

(注1) 「取締役の報酬等の内容に係る決定に関する方針」としては、例えば、各取締役の報酬等についての報酬等の種類ごとの比率に係る決定の方針、(5)④に規定する業績連動報酬等の有無及びその内容に係る決定の方針、各取締役の報酬等の内容に係る決定の方法の方針等も含まれるものとする。

(注2) 一定の場合に「取締役の報酬等の内容に係る決定に関する方針」を定めなければならないものとするかどうかについては、なお検討する。

【意見】

賛成する。(注1)(注2)についても賛成する。

【理由】

説明を要するのは取締役の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定めているときに限られるところ、このような方針を定めている場合には、これに沿って株主総会に提出する議案が決定されていると考えられるから、上記のような説明義務を定めたとしても、企業実務に過度の負担を課すものとはまでは言えない。他方で、取締役報酬をインセンティブ付与の手段として適切に機能させることが求められている現状にあっては、このような説明義務を課して開示の充実を図ることが適当である。

(注1)について

取締役報酬をインセンティブ付与の手段として適切に機能させるためには、各取締役の報酬等についての報酬等の種類ごとの比率に係る決定の方針、業績連動報酬等の有無及びその内容に係る決定の方針、または各取締役の報酬等の内容に係る決定の方法の方針が定められている場合には、その内容の概要や議案が方針に沿う理由について説明されることが適当である。

(注2)について

コーポレートガバナンス・コード上、上場会社は取締役の報酬を決定するに当たっての方針を開示すべき旨の原則が定められていることから、その適用を受ける会社の多くにおいては、既に当該方針を決定して開示しているものと考えられる。

もとより、一律に当該方針を定めなければならないものとする必要はないが、当該方針を決定し、開示すること自体は、取締役報酬をインセンティブ付与の手段として適切に機能させるために適当であると考えられるから、適切な範囲で当該方針を定めなければならないものとすることが求められる。

(2) 金銭でない報酬等に係る株主総会の決議による定め

会社法第361条第1項第3号を改正し、取締役の報酬等のうち金銭でないものについての次に掲げる事項は、定款に当該事項を定めていないときは、株主総会の決議によって定めるものとする。

- ① 報酬等のうち当該株式会社の株式であるもの又は当該株式の取得に要する資金に充てるための金銭については、当該株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）の上限及び当該株式の交付の条件の要綱
- ② 報酬等のうち当該株式会社の新株予約権であるもの又は当該新株予約権の取得

に要する資金に充てるための金銭については、当該新株予約権の内容の要綱及び数の上限

③ 報酬等のうち金銭でないもの（当該株式会社の株式又は新株予約権であるものを除く。）については、その具体的な内容

((2)の注1) ①の株式の交付の条件の要綱及び②の新株予約権の内容の要綱をどのようなものとするかについては、なお検討する。

((2)の注2) (4)のA案のような見直しをしないものとする場合においては、①中「報酬等のうち当該株式会社の株式であるもの又は当該株式の取得に要する資金に充てるための金銭」とあるのは、「報酬等のうち当該株式会社の株式の取得に要する資金に充てるための金銭」とするものとする。

((2)の注3) 報酬委員会が執行役等の個人別の報酬等の内容として決定しなければならない事項（会社法第409条第3項）についても、上記と同様の見直しをするものとする。

【意見】

賛成する。((2)の注1)及び((2)の注3)については賛成する。((2)の注2)については反対する。

【理由】

取締役報酬をインセンティブ付与の手段として適切に機能させるためには、インセンティブ報酬の内容について、株主総会で株主の判断を受けることが適切である。しかるところ、現行法では、報酬の枠取りはなされているものの、インセンティブ報酬の内容に関して株主に判断の機会が与えられることが保証されているとは言えないため、この点に関する法改正が必要である。

((2)の注1)について

具体的な決議の内容に関する議論は十分ではないため、引き続き検討を要するものと考えられる。

((2)の注2)について

(4)のA案に賛成である。

((2)の注3)について

指名委員会等設置会社の報酬委員会においても、報酬をインセンティブ付与の手段として適切に機能させるために、インセンティブ付与の内容に踏み込んで判断を行うことが適当である。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定の再一任

【A案】 次のような規定を設け、公開会社において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定を取締役に再一任するためには、株主総会の決議を要するものとする。

① 取締役会設置会社においては、各取締役（監査委員等である取締役を除く。以下A案において同じ。）の報酬等について定款の定め又は株主総会の決議がないときは、当該報酬等は、会社法第361条第1項の報酬等の範囲内において、取締

役会の決議によって定めなければならないものとする。

② ①にかかわらず、公開会社は、会社法第361条第1項各号に掲げる事項の決定に併せて、同項の株主総会の決議によって、取締役会の決議によって①による各取締役の報酬等の内容に係る決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨を定めることができるものとする。

③ ①にかかわらず、公開会社でない株式会社の取締役会は、その決議によって、①による各取締役の報酬等の内容に係る決定の全部又は一部を取締役に委任することができるものとする。

【B案】 現行法の規律を見直さないものとする。

((3)の注) 上記のほか、取締役の個人別の報酬等の決定の再一任に関する情報開示の充実については、(5)③参照

【意見】

A案に賛成する。

【理由】

取締役に対する報酬額の決定は、本来、株主総会決議によるべきところ、取締役会が取締役に対して報酬額の決定に関する委任（再委任）を行うには、株主総会決議が当該再委任を許容する趣旨であることが前提となる。しかるところ、取締役会における取締役に対する監督の実効性を確保するという観点からは、とりわけ公開会社においては、株主が、再委任によっても監督の実効性が損なわれない根拠について情報開示を受けたうえ、株主総会決議をもって、再委任を許容する趣旨であることを明確にしておくことが適当である。ただし、小規模の公開会社においても、再委任には株主総会決議を要することとなるので、これらの会社に対する負担が過度のものとならないように留意されるべきである。

(4) 株式報酬等

【A案】 (2)のような見直しをするものとする場合において、次のような見直しをするものとする。

① (2)①の株式を引き受ける者の募集については、募集事項として、募集株式と引換えに金銭の払込みを要しない旨を定めることができるものとする。この場合においては、当該株式会社の取締役（取締役であった者を含む。）以外の者は、当該株式を引き受けることができないものとする。

② (2)②の新株予約権については、当該新株予約権の行使に際してする出資を要しない旨をその内容とすることができるものとする。この場合においては、当該株式会社の取締役（取締役であった者を含む。）以外の者は、当該新株予約権を行使することができないものとする。

(A案の注) ①の株式が発行された場合及び②の新株予約権の行使がされた場合における資本金等の計上方法については、どのような方法が一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に沿うものかを踏まえ、なお検討する。

【B案】 A案の②のような見直しのみをするものとする。

【C案】 現行法の規律を見直さないものとする。

【意見】

A案に賛成する。ただし、対象は上場会社に限定すべきである。(A案の注)については、資本金等の計上方法に関する議論は十分ではないため、引き続き検討を要するものとする。

【理由】

現行法では、株式の無償発行や新株予約権の無償行使が許容されないため、株式報酬やストックオプションに際しては技巧的な構成を取らざるを得ないが、端的に、株式の無償発行や新株予約権の無償行使を認め、株主等にわかりやすい制度とすることが適当である。ただし、無償で取締役の議決権を付与することを認める場合には不当な経営者支配の問題が顕在化しやすいから、その点に対する配慮が必要である。この点、取締役に対する適切なインセンティブ付与の手段として株式報酬を利用する必要性が高いのは上場会社であるし、また、上場会社においては、支配権に影響を与えるほどの議決権の付与を正当化することは困難であり、差止めによる歯止めもかかりやすいと考えられるから、制度が濫用的に用いられて不当な経営者支配の問題が生じるリスクは相対的に低い。これに対して、上場会社以外の会社においては、上場会社におけるほどに株式報酬を利用する必要性が高いとは言えない上に、上場会社よりも濫用的な利用がなされるリスクが高いから、対象は上場会社に限定すべきである。

(5) 情報開示の充実

会社役員報酬等に関する次に掲げる事項について、公開会社における事業報告による情報開示に関する規定の充実を図るものとする。

- ① 報酬等の内容に係る決定に関する方針に関する事項
- ② 報酬等についての株主総会の決議に関する事項
- ③ 取締役会による各取締役の報酬等の内容に係る決定の一部又は全部の再一任に関する事項
- ④ 業績連動報酬等（株式会社の業績を示す指標を基礎として算定される額又は数の金銭その他の財産による報酬等をいう。）に関する事項
- ⑤ 職務執行の対価として株式会社が交付した株式又は新株予約権等（会社法施行規則第2条第3項第14号に規定する新株予約権等をいう。）に関する事項
- ⑥ 報酬等の種類ごとの総額

((5)の注) 上記のほか、報酬等の額を個人別に事業報告により開示しなければならないものとするかどうかについては、なお検討する。

【意見】

賛成する。((5)の注)については報酬等の額を個人別に開示することには反対である。

【理由】

インセンティブ報酬を含む報酬に関する開示が不十分な現状において、事業報告によ

りその開示の充実を図る必要があるところ、①～⑥の内容はいずれも開示の内容として適当である。

なお、③については、上記1(5)記載のとおり、公開会社においては再委任を行うにあたっては株主総会決議を必要とすべきところ、その前提として、株主に対して再委任によっても取締役会の取締役に対する監督の実効性が損なわれないことの根拠が開示される必要があるし、また、再委任を受けた者の権限の逸脱・濫用があった場合における責任の所在を明確にするため、誰が再委任を受けたのかについても開示される必要がある。

((5)の注)について

個別の報酬等の開示を行うことはプライバシーの観点から弊害が大きいし、個別の取締役に対する報酬等の評価の根拠となった事実が必ずしも開示されるわけではない中で、個別の取締役に対する報酬等の額のみを開示したとしても、個別の取締役に適切に報酬等が付与され、あるいは配分されているかどうかを株主が適切に判断できるかどうかは疑問が残り、開示によるメリットが大きいとも言えない。

2 会社補償

会社補償に関する規定を次のとおり設けるものとする。

- ① 株式会社は、次に掲げる費用等の全部又は一部を株式会社が補償することを約する契約（以下「補償契約」という。）を取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人（以下「役員等」という。）と締結することができるものとする。
- ア 次に掲げる事由がある場合には、当該役員等が当該事由により要する費用（相当と認められる額に限る。）
- (ア) 当該役員等が、その職務の執行に関し、責任の追及に係る請求を受けたこと。
- (イ) 当該役員等が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われることとなったこと。
- イ 当該役員等がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う場合において、善意でかつ重大な過失がないときは、次に掲げる損失（当該株式会社が当該第三者に対して当該損害を賠償する責任を負う場合において、当該株式会社が当該損害を賠償するとすれば当該役員等が当該株式会社に対して会社法第423条第1項の責任を負うときは、当該責任に係る部分を除く。）
- (ア) 当該損害を当該役員等が賠償することにより生ずる損失
- (イ) 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該和解に基づく金銭の支払により生ずる損失

【意見】

改正の趣旨には賛成する。

ただし、「①ア」の「相当と認められる額に限る。」との点については、費用としての相当性だけではなく、(ア)(イ)の事由について役員等に会社に対する義務違反の関係で故意重過失があると判断された場合にはその内容により（発生する費用としては相当であるとしても補償をすることが相当でないという理由による）制限があることを文言上も明確にされたい。このような制限を設けないのであれば、少なくとも（そ

のような条件を補償契約に設けるかどうかを会社の判断に委ねるのではなく) 悪意重過失の場合は会社が事後的に返還請求できる旨の規定を設けるべき。

【理由】

現行法でも対応できるとの意見もあるが、それに加えて、明文の規定で会社補償が行えること、その範囲及び手続を明確化することは有用であると考え。

他方で、費用の負担に限られ、損害賠償は自らの負担となる、あるいは、刑事責任を免れないことから、モラルハザードとはならないとの意見にも首肯できる部分はあるが、費用として相当性が認められる額であれば(防御のために合理的な必要性が認められる費用であれば)、会社に対する義務違反の関係で故意重過失があると判断された場合にも会社が負担する(事後的に返還請求もできないこととする)ことまでが適切なインセンティブであるというには、一般的な感覚からすれば抵抗があるものと思料される。

イの括弧書きによる限定については、その結果、損害賠償に関しては会社補償がなされる場面はかなり限定されることになると思われるが、業務執行取締役についても責任限定契約を認めるかどうかについての検討、議論が尽くされていない現段階においてはやむを得ないものと考え。なお、役員不法行為(軽過失)について会社が損害賠償責任を負うのは、代表取締役(会社法第350条)及び使用人兼務取締役(民法第715条)の場合に限られ、それ以外の取締役については、会社は第三者に対して損害賠償責任を負わないため、イの括弧書きによる限定の対象とならないものと考えられるが、その結果、同様の行為により第三者に損害が生じた場合に、代表取締役及び使用人兼務取締役であれば会社補償の対象とならず、それ以外の取締役については会社補償の対象になる、ということであれば、バランスを欠くことになるのではないかと疑問がある。

② 補償契約の内容の決定は、株主総会(取締役会設置会社にあつては、取締役会)の決議によらなければならないものとする。

(注) 補償契約に基づく補償について、次のような規律のうちいずれを設けるかについては、なお検討する。

ア 取締役会設置会社においては、補償契約に基づく補償をした取締役及び当該補償を受けた取締役は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を取締役会に報告しなければならないものとする。

イ 補償契約に基づく補償をする旨の決定は、②の決定と同様に、株主総会(取締役会設置会社にあつては、取締役会)の決議によらなければならないものとする。

ウ ①アの費用についての補償契約に基づく補償は、アによるものとし、①イの損失等についての補償契約に基づく補償は、イによるものとする。

③ 取締役会設置会社においては、取締役会は、②の決定については、取締役又は執行役に委任することができないものとする。

【意見】

賛成する。②の(注)については、(補償契約において補償の要件及び範囲が一義的であることを前提として)

アの規律を設けることに賛成する。

イの規律を設けることは反対する。

ウの規律は、前半（①アの費用の補償の規律）は賛成するが、後半（①イの費用の補償の規律）は反対する。

【理由】

会社と役員との利益が相反する側面があることから、利益相反取引と同様の手続にかからしめることが妥当である。

②の（注）について

イの規律を設けるとなると、結局、補償の際にもう一度補償をしてよいかどうかの審議をすることになり、事前に契約をする意味がなくなる（契約であるのに、補償するには再度決議が必要ということであれば、決議の結果によって補償されなくなる）。また、具体的な事象が発生してから補償を実行することを決議するのは取締役にとさらに抵抗感が出てくると思われる。

ウについては、①イの部分がイの規律になることから、同様の問題がある。

ただし、補償契約において補償の要件及び範囲が一義的になるよう定めない場合はイの規律を設けることもやむを得ないものと思われる。

④ 会社法第356条第1項（第419条第2項において準用する場合を含む。）、第365条第2項、第423条第3項及び第428条の規定は、株式会社と取締役又は執行役との間の補償契約については、適用しないものとする。
（注） 民法第108条の規定は、②の株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によってその内容を定めた補償契約の締結については、適用しないものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

取締役会の承認については②と重複となるため不要であり、また、任務懈怠の推定については、補償を行った後に、補償契約の締結により会社に損害が生じていないとの反証を行うこと、あるいは、補償を上回るメリットが会社にあったとして任務懈怠のないことを反証することは、極めて困難であると思料され、その結果、制度として利用できない（利用されない）ものとなるおそれがある。

⑤ 株式会社が当該事業年度の末日において公開会社である場合において、補償契約を締結しているときは、次に掲げる事項を事業報告の内容に含めなければならないものとする。
ア 当該補償契約の相手方
イ 当該補償契約の内容の概要（当該補償契約によって当該役員等の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じているときは、その措置の内容を含む。）

(⑤の注) 上記のほか、例えば、次のような事項を事業報告の内容に含めるものとするかどうかについては、なお検討する。

(ア) 当該事業年度において、当該役員に責任があることが認められた場合（当該役員等が和解をした場合を含む。）又は当該役員等が法令に違反したことが認められた場合において、株式会社がこれについて補償契約に基づき①アの費用等を補償したときは、その相手方及び額

(イ) 当該事業年度において、株式会社が補償契約に基づき①イの損失を補償したときは、その相手方及び額

【意見】

賛成する。(⑤の注)については、(ア)(イ)を事業報告の内容とすることに反対はしない。

【理由】

役員報酬と同様、会社が役員に給付を行うものであることから、株主への開示は必要であると考えます。

(⑤の注)について

役員の氏名、補償の額のみであっても、事業報告に記載をすれば、株主総会において補償の原因となった事実について質問がなされることになるが、説明することにより会社にとっての弊害が生じる場合には、会社法第314条ただし書により回避することができるものと考えます。

3 役員等賠償責任保険契約

いわゆる会社役員賠償責任保険（D&O保険）に関する規定として、役員等賠償責任保険契約に関する規定を次のとおり設けるものとする。

① 役員等賠償責任保険契約とは、以下のア又はイのいずれかに該当する保険契約のうち、株式会社を保険契約者とするものをいうものとする。

ア 役員等を被保険者とする損害保険契約であって、被保険者がその職務の執行に関し会社法その他の法令の規定による責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補するもの

イ 株式会社を被保険者とする損害保険契約であって、役員等が受けたアの損害を被保険者が補償することによって生ずることのある損害を填補するもの

(①の注) 役員等賠償責任保険契約の定義の詳細については、定義から除外すべき保険契約の範囲を含め、なお検討する。

【意見】

賛成する。(①の注)について、一定の類型の保険を除外することに賛成する。

【理由】

現行法でも会社負担とすることが可能と解され、実務でもそのように扱われているが、手続きを明確化することに加え、一定の開示を行う規律とすることが、株主への配慮としても、望ましいものと考えます。

(①の注) について

対象となる保険事故が限定されており、特段の規律を設けないことによる大きな弊害も想定されないことから、対象外として差し支えないものとする。

- ② 役員等賠償責任保険契約の内容の決定は、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によらなければならないものとする。
- ③ 取締役会設置会社においては、取締役会は、②の決定については、取締役又は執行役に委任することができないものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

会社と役員との利益が相反する側面があることから、利益相反取引と同様の手続にかからしめることが妥当である。

- ④ 会社法第356条第1項（第419条第2項において準用する場合を含む。）、第365条第2項及び第423条第3項の規定は、次に掲げる役員等賠償責任保険契約については、適用しないものとする。
- ア ①アの保険契約であつて、取締役又は執行役を被保険者とするもの
- イ ①イの保険契約であつて、取締役又は執行役が受けた損害を株式会社が補償することによって生ずることのある損害を填補するもの
- (④の注) 平成29年法律第44号による改正後の民法第108条の規定は、②の株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によってその内容を定めた役員等賠償責任保険契約の締結については、適用しないものとする。

【意見】

賛成する。(④の注) についても賛成する。

【理由】

取締役会の承認については②と重複となるため不要であり、また、任務懈怠の推定については、保険料を支払った後に、保険料を上回るメリットが会社にあつたとして任務懈怠のないことを反証することは、極めて困難であると思料され、その結果、制度として利用できない（利用されない）ものとなるおそれがある。

- ⑤ 株式会社が当該事業年度の末日において公開会社である場合において、役員等賠償責任保険契約を締結しているときは、次に掲げる事項を事業報告の内容に含めなければならないものとする。
- ア 当該役員等賠償責任保険契約の被保険者
- イ 当該役員等賠償責任保険契約の内容の概要（役員等による保険料の負担割合、填補の対象とされる保険事故の概要及び当該役員等賠償責任保険契約によって当該役員等の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じているとき

は、その措置の内容を含む。)

(⑤の注) 上記のほか、当該契約における保険金額、保険料又は当該契約に基づいて行われた保険給付の金額を事業報告の内容に含めるものとするかどうかについては、なお検討する。

【意見】

賛成する。(⑤の注) について、保険金額及び保険料を事業報告の内容とすることには反対する。

【理由】

役員報酬と同様、役員の利益のために会社が費用を負担するものであることから、株主への開示は必要であると考える。

(⑤の注) について

保険金額及び保険料の開示には、保険会社による会社のリスクの査定を推認させることになるなど、投資家等に対する風評被害のリスクなど大きな弊害があり、これが理由で役員賠償責任保険の会社負担の制度が利用されなくなるおそれがある。

第2 社外取締役の活用等

1 業務執行の社外取締役への委託

① 株式会社(指名委員会等設置会社を除く。以下①において同じ。)と取締役との利益が相反する状況にある場合その他取締役が株式会社の業務を執行することにより株主の共同の利益を損なうおそれがある場合には、当該株式会社は、その都度、取締役の決定(取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議)によって、当該株式会社の業務を執行することを社外取締役に委託することができるものとする。ただし、業務執行取締役の指揮命令の下に執行する業務については、この限りでないものとする。

② ①により委託を受けた行為をしたことは、会社法第2条第15号イの「当該株式会社の業務を執行した」に当たらないものとする。

(1の注) 指名委員会等設置会社において、株式会社と執行役との利益が相反する状況にある場合その他執行役が株式会社の業務を執行することにより株主の共同の利益を損なうおそれがある場合についても、上記①及び②と同様の規律を設けるものとする。

【意見】

賛成する。(1の注) についても賛成する。

【理由】

社外取締役には、会社と取締役との利益が相反する状況にある場合等に会社の利益を守るために当該取締役と交渉する等の役割も期待されているところ、現行法の解釈では、このような社外取締役の行為が「当該株式会社の業務を執行した」(会社法2条15号イ)に該当するかどうかについて疑義が残ることから、社外取締役の行動が委縮するおそれがある。改正により業務執行該当性の要件が明文化されることで予測可

能性が高まり、社外取締役の積極的な関与を促す効果が期待できると考えられるため、試案に賛成する。この考え方は「指名委員会等設置会社において、執行役が株式会社の業務を執行することにより株主の共同の利益を損なう場合についても、……同様に妥当すると考えられる」（補足説明4 1頁）ため、（1の注）についても賛成する。

なお、社外取締役による積極的な関与が期待される局面が「株主の共同の利益を損なうおそれがある場合」に全ては包含されない可能性はあるが、「試案第2の1の規律は、飽くまでセーフ・ハーバー・ルールであって、当該規律を設けることにより、現行法の解釈上、『業務を執行した』に該当しないと考えられている社外取締役の行為について、新たに『業務を執行した』に該当するものとするを意図するものではない」（補足説明4 1頁）とされており、現在の業務執行該当性に関する解釈論に影響を与えない形で改正されるのであれば、反対する理由は無い。

2 監査役設置会社の取締役会による重要な業務執行の決定の委任

【A案】 会社法第362条第4項の規定にかかわらず、監査役設置会社の取締役会は、取締役の過半数が社外取締役であることその他一定の要件を満たす場合には、その決議によって、重要な業務執行（指名委員会等設置会社において、執行役に決定の委任をすることができないものとされている事項を除く。）の決定を取締役に委任することができるものとする。

（注） 「その他一定の要件」は、例えば、以下の要件のいずれにも該当することとするものとする。

- ① 会計監査人設置会社であること。
- ② 取締役会が経営の基本方針について決定していること。
- ③ 取締役会が会社法第362条第4項第6号に規定する体制の整備について決定していること。
- ④ 取締役の任期が選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであること。

【B案】 現行法の規律を見直さないものとする。

【意見】

B案に賛成する。

【理由】

A案は、監査役設置会社においてもいわゆるモニタリングモデルを採用することができるようにするものであるが、常に「取締役の過半数が社外取締役であること」という要件を課す点で、監査等委員会設置会社（会社法399条の13第5項）よりも厳しい要件となっている。このような厳しい要件で新制度を設けたとしても、実際に新制度が利用されるとは考えにくい。モニタリングモデルを採用するのであれば、現行法上、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社に移行するという2つの方法が用意されており、これで特段の不都合は無いと考えられるから、さらに新制度を設ける必要があるかは疑問である。

また、重要な業務執行の決定が取締役会で行われなくなるため、監査役が取締役会に出席することで重要な業務執行の決定に関する情報を収集し、それに対して意見を

述べる（会社法383条1項本文）等の方法が取り難くなる等監査役による監査の実効性が損なわれるおそれがある。

このように、A案は改正の必要性が乏しく、また、その弊害も考えられることから、A案に反対し、B案に賛成する。

3 社外取締役を置くことの義務付け

【A案】 監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であって金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものは、社外取締役を置かなければならないものとする。

【B案】 現行法の規律を見直さないものとする。

【意見】

A案に賛成する。

【理由】

現在の社外取締役の選任状況等を踏まえれば、「適切なガバナンス体制は、個々の上場会社等が、創意工夫しながら構築していくことが原則であり、社外取締役を置かなくてよいと説明しているごく少数の株式会社についてまで社外取締役を置くことを一律に強制することは適切ではない」（補足説明46頁）等の意見にも一定の説得力があると考えられる。

しかしながら、このような株式会社の判断は当該会社の多数株主によるものに過ぎない。少数株主の立場に配慮した会社運営を確保するためには社外取締役の選任が望ましく、それが国内外の機関投資家や一般株主からの経営陣に対する信頼を確保することにつながる。

したがって、我が国の資本市場のより一層の発展を目指す観点から、社外取締役の義務付けにはなお意義があると考ええる。

第3部 その他

第1 社債の管理

1 社債管理補助者

(1) 社債管理補助者の設置

会社は、社債を発行する場合において、会社法第702条に規定する社債管理者又は担保付社債信託法第2条第1項に規定する信託契約の受託会社（以下「受託会社」という。）を定めることを要しないときは、社債管理補助者を定め、社債権者のために、社債の管理の補助を行うことを委託することができるものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

今般の法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会においては、新たな社債管理機

関の創設を検討する背景として、①我が国において会社が社債を公募により発行する場合には、例外規定（会社法第702条ただし書）に基づき、社債管理者を定めていないことが多いこと、②その理由として、会社法上、社債管理者の権限が広範であり、また、その義務、責任及び資格要件が厳格であるため、社債管理者の設置に要するコストが高くなることや、社債管理者となる者の確保が難しいこと、更に、③近年、社債管理者を定めずに発行された社債について、その債務の不履行が発生し、社債権者に損失や混乱が生ずるといった事例が見られたことを契機として、このような社債について、第三者による最低限の社債の管理を望む声が出てきたこと等が指摘されている。それらの指摘は、いずれも一定の理由のある指摘と思われ、「各社債の金額が1億円以上である場合」（会社法第702条ただし書）に何らの社債管理機関も置けない場合には、償還期限までの社債発行会社のモニタリングや社債権者への情報提供、債務不履行時の社債権者の権利保護に懸念を生じかねない場面も想定される。

今般の検討においては、上記②の指摘への配慮のもと、（後記のとおり委託契約においてある程度自由に約定権限を付与することができるものの、社債権者集会の決議を要求することでその行使にかかる裁量性を限定する制度設計とされており、）基本的な視点としては、新たな社債管理機関の権限を限定的なものとする一方で、その責任も限定的なものとするのが想定されているから、上記①ないし③の新たな社債管理機関の創設を検討する背景に鑑みても、社債管理者同様に社債権者の法定代理人と位置付けられる任意の社債管理機関として、社債管理補助者を設置しうる制度を検討すること自体は有用であると考えられるから、これに賛成するものである。

(2) 社債管理補助者の資格

社債管理補助者は、会社法第703条各号に掲げる者でなければならないものとする。

(注) 例えば、弁護士、弁護士法人その他の者についても、社債管理補助者の資格を付与するものとするかどうかについては、なお検討する。

【意見】

会社法第703条各号に掲げる者でなければならないものとするには賛成するが、同条各号に掲げる者に、弁護士及び弁護士法人を加えるべきである。

また、(注)についても、弁護士、弁護士法人にも社債管理補助者の資格を付与するべきである。

【理由】

社債管理補助者については、基本的な視点として、その権限を限定的なものとする一方で、その責任も限定的なものとするのが想定されているものの、他方で、後記のとおり委託契約においてある程度自由に約定権限を付与することができることに鑑みると、社債管理補助者についても、社債発行会社をモニタリングしつつ社債権者の権利保護のために各種の行為を行う能力を有する必要があるため、社債管理補助者の資格を会社法第703条各号に掲げる者に限定することには、賛成する。

また、社債管理補助者のミニマムな権限としては、後記(4)①の権限（各種倒産手続への参加等）が想定されているところ、債権回収業務をはじめとする一般の法律事

務は、法律に別段の定めがある場合を除き弁護士のみが取り扱うことができる事務であるし（弁護士法第3条第1項）、他方で、委託契約における約定権限が広く定められ、社債管理者と同等の権限を付与される場合であっても、弁護士には、償還期限までの社債発行会社のモニタリング、償還期限到来時の弁済業務、債務不履行時の社債権者の権利保護のために各種の行為を行う職務上の権限があり、それら各場面に通じる相応のノウハウも蓄積されているから、これらの点に鑑み、弁護士、弁護士法人にも社債管理補助者の資格を付与するべきである。

(3) 社債管理補助者の義務

- ① 社債管理補助者は、社債権者のために、公平かつ誠実に社債の管理の補助を行わなければならないものとする。
- ② 社債管理補助者は、社債権者に対し、善良な管理者の注意をもって社債の管理の補助を行わなければならないものとする。

【意見】

- 1 ①について
賛成する。
- 2 ②について
賛成する。

【理由】

社債管理補助者については、後記(4)のとおり、社債管理者同様の権限を付与することも可能であるとされているところ、社債管理者を任意設置した場合との比較においても、現行の社債管理者に関する規定（会社法第704条）と平仄を合わせる事が望ましいと考えられる。社債管理補助者についても、社債管理者と同様、社債権者との間で直接の契約関係があるものではなく、かかる規定を設置する必要性もあることから、①及び②には賛成する。

(4) 社債管理補助者の権限等

- ① 社債管理補助者は、社債権者のために破産手続参加、再生手続参加若しくは更生手続参加をする権限、民事執行手続において配当要求をする権限又は会社法第499条第1項の期間内に債権の申出をする権限を有するものとする。
 - ② 社債管理補助者は、(1)による委託に係る契約（以下「委託契約」という。）に定める範囲内において、社債権者のために次に掲げる行為をする権限を有するものとする。
 - ア 社債に係る債権の弁済を受ける権限
 - イ 会社法第705条第1項の行為（①及びアの行為を除く。）をする権限
 - ウ 会社法第706条第1項各号に掲げる行為をする権限
 - エ 社債発行会社が社債の総額について期限の利益を喪失することとなる行為をする権限
- (②の注) 社債管理補助者がアの権限を有する場合について、会社法第705条

第2項及び第3項と同様の規定を設けるものとする。

③ ②の場合において、社債管理補助者は、社債権者集会の決議によらなければ、次に掲げる行為をしてはならないものとする。

ア ②イの行為であって、次に掲げるもの

(ア) 当該社債の全部についてするその支払の請求

(イ) 当該社債の全部に係る債権に基づく強制執行、仮差押え又は仮処分

(ウ) 当該社債の全部についてする訴訟行為又は破産手続、再生手続、更生手続若しくは特別清算に関する手続に属する行為（(ア)及び(イ)の行為を除く。）

イ ②ウ及びエの行為

(③の注) 社債権者集会において②ウの行為に関する事項を可決するには、特別決議を要するものとする。

④ 社債管理補助者は、委託契約に従い、社債の管理に関する事項を社債権者に報告し、又は社債権者がこれを知ることができるようにする措置を採らなければならないものとする。

【意見】

1 ①について

賛成する。

2 ②について

賛成する。

(注) にも賛成する。

3 ③について

賛成する。

(注) にも賛成する。

4 ④について

賛成する。

【理由】

社債管理補助者について、基本的な視点として、その権限を限定的なものとすることが想定されているところ、実務上ニーズが高いとされる①の権限をミニマムな権限とした上で、委託契約においてある程度自由に約定権限を付与することができるとしつつも(②)、先の基本的視点に基づき、その行使に社債権者集会の決議を要することとすることで(③)その裁量性を限定するものと理解でき、そのような制度設計自体については特段の問題はないと考えられ、賛成する。

もっとも、例えば、社債管理補助者に倒産手続における債権届出を行う権限を認める(①)以上は、管財人等から異議が述べられた際に倒産債権査定申立てを行うには1か月の不変期間内という期間制限があるところ(破産法第125条第2項、民事再生法第105条第2項、会社更生法第151条第2項)、かかる期間内に新たに社債権者集会の決議を取得することは現実的には不可能か著しく困難であることから、社債管理補助者は、各種倒産手続における倒産債権査定申立てについても、社債権者集会の決議によらずに行い得るものとするべきであるとの考え方もありうるところである。しかしながら、一定の期間内の対応が求められる場面は、例えば①の権限との

関係では、他にも配当異議の申出後の配当異議の訴えの提起（民事執行法第90条第6項参照）も考えられるところであり、一定の期間内の対応が求められることを理由として社債権者集会の決議によらずに行い得る行為の拡大を検討することは、結局、社債管理補助者の権限の外延が不明確となる懸念がある。また、倒産債権査定申立てを行い同手続を遂行することは、實際上、訴訟手続を遂行することと同程度の裁量性が必要となるところ、社債管理補助者について、社債権者集会の決議によらずに倒産債権査定申立てを行い得るとすることは、社債管理補助者には限定的な権限のみを付与することを基本とする今回の中間試案の考え方も整合しないものとする。以上の理由から、倒産債権届出を行った際の倒産債権査定申立てについて、社債権者集会の決議によらずに特別に行い得るとする必要はなく、①ないし③に賛成するものである。

④については、社債管理者が設置されない場合であっても、償還期限までの社債発行会社のモニタリングや社債権者への情報提供を行う必要があることから、委託契約に従って社債管理補助者にそれらを行わせるべく、かかる規定を設置することに賛成する。

(5) 特別代理人の選任

社債管理者に関する規定（会社法第707条）と同様の規定を設けるものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

社債発行会社のメインバンク等が社債管理補助者となる可能性もあることからすると、会社法第707条と同様の規定を設ける必要性があり、賛成する。

(6) 社債管理補助者の行為の方式

社債管理補助者が社債権者のために裁判上又は裁判外の行為をするときは、個別の社債権者を表示することを要しないものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

社債管理補助者が与えられた権限を行使するに際しては、社債管理者同様その必要性があり（会社法第708条）、賛成する。

(7) 二以上の社債管理補助者がある場合

① 二以上の社債管理補助者がある場合には、社債管理補助者は、各自、その権限に属する行為をするものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

社債管理補助者について、基本的な視点として、その権限を限定的なものとする
ことが想定されており、約定権限についてもその行使に際しての裁量性が制限されて
いることからすると（前記(4)）、社債管理者と異なり、各自における単独の権限行使
を認めることが必要かつ相当であり、賛成する。

② 社債管理補助者が社債権者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、
他の社債管理補助者も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連
帯債務者とするものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

複数の社債管理補助者が共に賠償責任を負担する場合には、社債権者保護の見地
からかかる規定を設置することが適切と考えられ、賛成する。

(8) 社債管理補助者の責任

社債管理補助者は、会社法又は社債権者集会の決議に違反する行為をしたときは、
社債権者に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

社債管理者に関する会社法第710条との比較において、社債管理補助者につい
ては、同条第2項の責任を規定しないこととするものであるが、社債管理補助者につ
いては、基本的な視点として、その権限を限定的なものとする一方で、その責任も限
定的なものとすることが想定されており、約定権限についてもその行使に際しての裁
量性が制限されていることからすると、同法第710条第2項の責任を規定しないこ
ともにも合理性・相当性があり、賛成する。

(9) 社債管理補助者の辞任等

- ① 社債管理補助者は、社債発行会社及び社債権者集会の同意を得て辞任するこ
とができるものとする。この場合において、当該社債管理補助者は、あらかじめ、
事務を承継する社債管理補助者を定めなければならないものとする。
- ② ①にかかわらず、社債管理補助者は、委託契約に定めた事由があるときは、辞
任することができるものとする。ただし、委託契約に事務を承継する社債管理補
助者に関する定めがないときは、この限りでないものとする。
- ③ ①にかかわらず、社債管理補助者は、やむを得ない事由があるときは、裁判所

の許可を得て、辞任することができるものとする。

- ④ 社債管理者又は受託会社が定められたときは、委託契約は終了するものとする。
(9)の注) 上記のほか、社債管理者についての解任に関する規定(会社法第713条)及び事務の承継に関する規定(同法第714条)と同様の規定を設けるものとする。

【意見】

- 1 ①について
賛成する。
- 2 ②について
賛成する。
- 3 ③について
賛成する。
- 4 ④について
賛成する。
- 5 (注)について
賛成する。

【理由】

- 1 ①ないし③については、社債管理者にかかる会社法第711条と同旨の規定であり、賛成する。
- 2 ④についても、社債管理者又は受託会社が定められたときは、それに加えて社債管理補助者による社債管理を存続させる必要性は低いと考えられ、賛成する。
- 3 (注)についても、社債管理補助者についても必要となる規定であり、社債管理者に関する規定と同様の規定を設けることで必要十分であり、賛成する。

(10) 社債権者集会の招集等

- ① 会社法第718条第1項の社債権者は、社債管理補助者に対し、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を示して、社債権者集会の招集を請求することができるものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

社債管理補助者についても、社債管理者同様、社債発行会社と並んで社債権者集会を招集することができるということが相当であり、賛成する。

- ② 社債管理補助者は、①の請求を受けた場合に限り、社債権者集会を招集することができるものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

社債管理補助者はその権限を限定的なものとするのが想定されていることから、基本的には①の請求を受けた場合に限り社債権者集会を招集することができることで十分と考えられ、賛成する。

③ ②にかかわらず、社債管理補助者は、(9)①の社債権者集会の同意を得るため、これを招集することができるものとする。

【意見】

社債管理補助者は、(9)①の社債権者集会の同意を得るためのみならず、(4)③の社債権者集会の決議を得るためにも、社債権者集会を招集できるものとするべきである。

【理由】

社債管理補助者は、(4)③の社債権者集会の決議を得るために社債権者集会を招集できることとしないと、社債管理補助者においては、約定権限として付与された権限について、裁量性の否定に止まらず、自らのイニシアティブでは権限行使ができないこととなり、社債発行会社や社債権者による自発的な社債権者集会の招集は現実的にはあまり期待できない以上、結局は約定権限を付与しないことと同様の結果となるから、相当ではないと思料する。

④ 社債管理補助者の権限に属する行為に関する事項を可決する旨の社債権者集会の決議は、社債管理補助者が執行するものとする。ただし、社債権者集会の決議によって別に社債権者集会の決議を執行する者を定めたときは、この限りでないものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

社債権者集会の決議の執行には、裁量性が認められる余地は少ないと考えられ、社債管理補助者においてこれを行いうることに賛成する。

((10)の注) 上記のほか、社債管理者についての社債権者集会の招集の通知先に関する規定(会社法第720条第1項)、社債権者集会への出席等に関する規定(同法第729条第1項)、社債権者集会の議事録の閲覧等の請求に関する規定(同法第731条第3項)及び報酬に関する規定(同法第741条)と同様の規定を設けるものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

社債管理補助者についても必要となる規定であり、社債管理者に関する規定と同様の規定を設けることで必要十分であり、賛成する。

(11) 募集事項等

- | |
|--|
| <p>① 社債管理補助者を定めるときは、募集社債に関する事項として、次に掲げる事項を定めなければならないものとする。</p> <p>ア 社債管理補助者を定める旨</p> <p>イ (4)②の権限を有することとするときは、その権限の内容</p> <p>ウ 社債管理補助者が社債権者に報告し、又は(4)④の措置を採らなければならない事項及びその方法に関する委託契約の定めの内容</p> <p>(①の注) 上記のほか、募集社債に関する事項として、次に掲げる事項についても、定めなければならないものとする。ことが考えられる。</p> <p>(ア) 委託契約において(4)①及び②の権限以外の権限を定めるときは、その権限の内容</p> <p>(イ) (9)②の事由</p> <p>② 社債管理補助者を定めたときは、次に掲げる事項を社債原簿に記載し、又は記録しなければならないものとする。</p> <p>ア 社債管理補助者の氏名又は名称及び住所</p> <p>イ 委託契約の内容</p> <p>(②の注) ②に掲げる事項は、社債の種類に係る事項（会社法第681条第1号、会社法施行規則第165条）に含めるものとする。</p> <p>③ 振替機関は、振替社債（振替法第66条柱書きに規定する振替社債をいう。）について、いわゆる銘柄公示情報として、加入者が社債管理補助者の権限の内容、①ウの内容等を知ることができるようにする措置を採らなければならないものとする（振替法第87条参照）。</p> |
|--|

【意見】

- 1 ①について
賛成する。
(注) にも賛成する。
- 2 ②について
賛成する。
(注) にも賛成する。
- 3 ③について
賛成する。

【理由】

社債発行会社において決定する必要がある事項、また、募集社債の引受けの申込みをしようとする者に通知すべき事項として適切であり、賛成する。

2 社債権者集会

(1) 元利金の減免

会社法第706条第1項第1号に掲げる行為として、当該社債の全部についてその債務の全部又は一部の免除を加えるものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

従来、元利金の減免について、会社法706条第1項1号の「和解」として行うことができるかどうか解釈上争いがあったので、明文に根拠を設けるのが望ましい。

なお、多数決によって同意しない少数社債権者の財産権を制約することになるが、社債権者集会は同じ種類の社債権者で組織され、社債契約の内容の変更など社債権者の利害に関する事項につき決議をなす合議体であるにもかかわらず、社債権者全員の同意を得ようとする、一部の債権者が同意せず、不平等への不満から結局誰も同意しない事態が生じ、かえって社債権者全員の不利益となる可能性が高いので、多数決による拘束に合理性があると考えられる。社債権者集会の決議は、裁判所の許可により効力を生じ、またこれに対する即時抗告もできることから、裁判所の後見的関与により少数債権者の保護も図られるものと解する。

(2) 社債権者集会の決議の省略

社債権者集会を招集する者が社債権者集会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社債権者（議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社債権者集会の決議があったものとみなすものとする。

(注1) 会社法第732条から第734条第1項まで及び第735条の規定は、これにより社債権者集会の決議があったものとみなされた場合には、適用しないものとする。

(注2) 上記の書面及び電磁的記録の備置きや閲覧等に関しても、所要の規定を設けるものとする。

【意見】

(注1)、(注2)を含め、賛成する。

【理由】

1 本文について、社債権者の全員が同意している場合には、社債権者の保護に欠けることはない一方で、手続負担を回避するというメリットを有することから、社債権者集会の開催を義務付ける必要性はないと考えられる。

なお、無記名社債における社債権者全員の同意の確認方法については検討を要する。

2 (注1)について、社債権者の全員の同意があれば、社債権者の保護に欠けるこ

とはないため、裁判所の後見的判断を経る必要はないと考えられる。

- 3 (注2)については、会社法第731条において、社債権者集会が開催された場合には、社債管理者・社債権者にその議事録の閲覧・謄写請求権が認められていることとの関係で、社債権者の全員の同意により社債権者集会の決議があったとみなされる場合においても、その内容を開示することが適切である。

第2 株式交付

株式会社が他の株式会社をその子会社としようとする場合には、会社法第199条第1項の募集によらずに、当該株式会社の株式を当該他の株式会社の株主に交付することができるものとするため、次のような規律を設けるものとする。

1 定義等

- ① 「株式交付」とは、株式会社が他の株式会社（これと同種の外国会社を含む。）をその子会社とするために当該他の株式会社の株式を譲り受け、その譲渡人に対して当該株式会社の株式を交付することをいうものとする。
- (注) ①における子会社は、会社法第2条第3号に規定する会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合（会社法施行規則第3条第3項第1号に掲げる場合に限る。）における当該他の会社等に限るものとする。
- ② 株式会社は、株式交付をすることができるものとする。この場合においては、株式交付計画を作成しなければならないものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

株式会社（買収会社）が、他の株式会社（対象会社）を買収するにあたり、買収会社の株式を対価とすると、対象会社の株主は、買収会社の株式を保有することになるので、買収後の買収会社及び対象会社の業績向上からもたらされる利益を享受することができる。

買収会社の株式を対価として、買収会社が対象会社を完全子会社にするときは株式交換を用いればよいが、完全子会社にまではしない場合には株式交換を用いることはできない。対象会社の株式による現物出資の方法では、検査役の調査を要するためコストがかかり、取締役等が財産価額填補責任を負うリスクがあるなど使い勝手が悪い。

そこで、買収会社が、その株式を対価として、完全子会社とすることまで企図しないものの対象会社を子会社とする場合の手段として、株式交換に準じた組織再編行為として、株式交付の制度を新設すべきである。

2 株式交付計画

- ① 株式会社が株式交付をする場合には、株式交付計画において、次に掲げる事項を定めなければならないものとする。

- ア 株式交付により当該株式会社（以下「株式交付親会社」という。）の子会社となる他の株式会社（これと同種の外国会社を含む。以下「株式交付子会社」という。）の商号及び住所
- イ 株式交付により譲り受ける株式交付子会社の株式の数（株式交付子会社が種類株式発行会社（これに相当する外国会社を含む。）である場合にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）の下限
- ウ 株式交付により株式交付子会社の株式の譲渡人に対して当該株式の対価として交付する株式交付親会社の株式の数又はその数の算定方法並びに増加する資本金及び準備金の額に関する事項
- エ 株式交付により株式交付子会社の株式の譲渡人に対して当該株式の対価として株式交付親会社の株式以外の財産を交付するときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法等
- オ 株式交付子会社の株式の譲渡人に対するウの株式（エの場合には、エの財産を含む。）の割当てに関する事項
- カ 株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みの期日（以下「申込期日」という。）
- キ 株式交付がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）
- （①の注1） 株式交付親会社が種類株式発行会社である場合には、ウの交付する株式の数又はその数の算定方法として、株式の種類及び種類ごとの数又はその数の算定方法を定めなければならないものとする。
- （①の注2） 株式交付子会社が種類株式発行会社（これに相当する外国会社を含む。）である場合において、株式交付子会社の発行する種類の株式の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法等がオの事項について株式の種類ごとに異なる取扱いを行うこととするときは、その旨及び当該異なる取扱いの内容を定めなければならないものとする。
- （①の注3） オの事項についての定めは、譲渡人が譲り渡す株式の数（（①の注2）の定めがある場合にあっては、各種類の株式の数）に応じて株式及びその他の財産を交付することを内容とするものでなければならないものとする。
- （①の注4） 株式交付子会社の株式と併せて株式交付子会社の新株予約権又は新株予約権付社債（これらに相当するものを含む。以下「新株予約権等」という。）を譲り受けるときは、株式交付計画において、当該新株予約権等の内容及び数並びにその対価に関する事項を定めなければならないものとする。

【意見】

いずれも賛成する。

【理由】

部分的な株式交換として株式交付を制度設計するのであれば、性質上そぐわないものを除き、株式交換と同様の規律を定めるべきである。

② ①イの下限は、効力発生日において株式交付子会社が株式交付親会社の子会社となるように定めなければならないものとする。

（注） ②における子会社は、会社法第2条第3号に規定する会社が他の会社等の財

務及び事業の方針の決定を支配している場合（会社法施行規則第3条第3項第1号に掲げる場合に限る。）における当該他の会社等に限るものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

株式交付は他の株式会社を子会社化するための制度であり、その効力発生日にその他の会社が子会社になるように下限を定める必要がある。

3 株式交付子会社の株式の譲渡しの申込み等

- ① 株式交付親会社は、株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをしようとする者に対して、株式交付親会社の商号及び株式交付計画の内容を通知しなければならないものとする。
- (注1) 上記のほか、株式交付親会社の発行可能株式総数等の株式交付親会社に関するその他の事項も、①により通知すべき事項に含めるものとすることが考えられる。
- (注2) 株式会社が①により通知すべき事項を記載した金融商品取引法第2条第10項に規定する目論見書を株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをしようとする者に対して交付している場合等には、①の通知をすることは要しないものとする。
- ② 株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをする者は、申込期日までに、申込みをする者の氏名又は名称及び住所並びに譲り渡そうとする株式の内容及びその数を記載した書面を株式交付親会社に交付しなければならないものとする。
- (注) ②の申込みをする者は、②の書面の交付に代えて、株式会社の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができるものとする。この場合において、当該申込みをした者は、当該書面を交付したものとみなすものとする。
- ③ 株式交付親会社は、②による申込みをした者（以下「申込者」という。）の中から株式交付子会社の株式を譲り受ける者を定め、かつ、その者から譲り受ける株式交付子会社の株式の数を定めなければならないものとする。この場合において、株式交付親会社は、株式交付により譲り受ける株式交付子会社の株式の数が②イにより定めた下限を下回らない範囲内で、申込者から譲り受ける株式の数を、当該申込者が申込みをした株式の数よりも減少することができるものとする。
- ④ 株式交付親会社は、効力発生日の前日までに、申込者に対し、当該申込者から譲り受ける株式の数を通知しなければならないものとする。
- ⑤ 申込者は、④の通知を受けた数の株式について、株式交付における株式交付子会社の株式の譲渡人となるものとする。
- ⑥ 譲渡人は、効力発生日に、株式交付親会社が④により通知した数の株式を給付しなければならないものとする。
- ⑦ ③から⑥までは、申込期日において、申込者が申込みをした株式の数の総数が

2①イにより定めた下限に満たない場合には、適用しないものとする。

この場合においては、株式交付親会社は、申込者に対して、株式交付をしない旨を通知しなければならないものとする。

(3の注1) 株式交付子会社の株式を譲り渡そうとする者が、株式交付親会社が株式交付により譲り受ける株式交付子会社の株式の総数の譲渡しを行う契約を締結する場合には、上記の通知及び申込み等の手続を省略することができるものとすることが考えられる。

(3の注2) 株式交付子会社の株式と併せて当該株式交付子会社の新株予約権等を株式交付により譲り受ける場合における当該新株予約権等の譲渡しの申込み等についても、所要の規定を設けるものとする。

【意見】

賛成する。ただし、①については全ての株式交付子会社の株主を通知先とすべきであり、③については譲受総数を申込者の持ち株数等で按分して譲り受けることを義務付けるべきである。

【理由】

株式交付親会社と譲渡人との株式の譲渡に関する手続きとして概ね相当であるが、株式交付子会社の全ての株主に株式譲渡しの機会を与えるのが相当であり、①及び③については上記のとおり修正すべきである。

4 株式交付の効力の発生

① 3⑥による給付を受けた株式交付子会社の株式の株式交付親会社による譲受けは、効力発生日に、その効力を生ずるものとする。

② 3⑥による給付をした譲渡人は、効力発生日に、2①オの定めに従い、株式交付親会社の株主となるものとする。

③ ①及び②は、効力発生日において株式交付親会社が3⑥による給付を受けた株式の総数が2①イにより定めた下限に満たない場合には適用しないものとする。この場合において、株式交付親会社が3⑥による給付を受けた株式があるときは、株式交付親会社は、当該株式を譲渡人に返還しなければならないものとする。

(4の注) 株式交付子会社の株式と併せて当該株式交付子会社の新株予約権等を株式交付により譲り受ける場合についても、所要の規定を設けるものとする。

【意見】

いずれも賛成する。

【理由】

株式交付の目的に照らし、給付を受けた株式の総数が下限に満たない場合には株式譲渡の効力が生じないものとして、その場合の手当てを定めるのが相当である。

5 株式交付親会社の手続

- ① 株式交付親会社は、効力発生日の前である一定の日から効力発生日後6か月を経過するまでの間、株式交付計画の内容を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならないものとする。
- (注) 上記の書面又は電磁的記録には、対価についての定め相当性に関する事項、株式交付子会社についての一定の事項、株式交付親会社についての一定の事項等も記載し、又は記録しなければならぬものとする。ことが考えられる。
- ② 株式交付親会社は、効力発生日の前日までに、株主総会の特別決議によって、株式交付計画の承認を受けなければならぬものとする。
- (注1) 株式交換に準じて、②の規律は、株式交付子会社の株主に対して交付する対価の額が一定の水準を超えない場合には、適用しないものとする規律（いわゆる簡易手続に関する規定）を設けるものとする。
- (注2) 株式交付親会社の種類株主総会の決議については、株式交換の場合における株式交換完全親株式会社の種類株主総会の決議についての規律と同様の規律を設けるものとする。
- ③ 株式交付が法令又は定款に違反する場合において、株式交付親会社の株主が不利益を受けるおそれがあるときは、株式交付親会社の株主は、株式交付親会社に対し、当該株式交付をやめることを請求することができるものとする。
- ④ 株式交付親会社の反対株主は、株式交付親会社に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求することができるものとする。
- ⑤ 株式交付子会社の株主に対して交付する金銭等が株式交付親会社の株式その他これに準ずるもののみである場合以外の場合には、株式交付親会社の債権者は、株式交付親会社に対し、株式交付について異議を述べることができるものとする。
- ⑥ 株式交付親会社は、効力発生日後遅滞なく、株式交付により株式交付親会社が譲り受けた株式交付子会社の株式の数その他の株式交付に関する事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならぬものとする。
- (注) 上記の書面又は電磁的記録には、株式交付が効力を生じた日、株式交付親会社における手続の経過等も記載しなければならぬものとする。ことが考えられる。
- ⑦ 株式交付親会社は、効力発生日から6か月間、⑥の書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならぬものとする。
- ⑧ 株式会社の株式交付の無効は、株式交付の効力が生じた日から6か月以内に、訴えをもってのみ主張することができるものとする。当該訴えは、株式交付の効力が生じた日において株式交付をする株式会社の株主等（会社法第828条第2項第1号に規定する株主等をいう。以下⑧において同じ。）であった者、株式交付により株式交付親会社に対して株式交付子会社の株式を譲り渡した者又は株式交付をする株式会社の株主等、破産管財人若しくは株式交付について承認をしなかった債権者に限り、提起することができるものとする。当該訴えについては、株式交付をする株式会社を被告とするものとする。

【意見】

いずれも賛成する。

【理由】

部分的な株式交換として株式交付の制度設計をすることのであれば、株式交付親会社について株式交換に準じた手続を置くことは相当である。株式交付子会社については、株式譲渡の主体ではないことから、特段の手続きを要しないとしても問題はない。

(第2の後注) 上記のほか、株式交付に関する手続等について、所要の規定を設けるものとする。

【意見】

所定の規定として、例えば、申込者が、株式交付親会社の取締役が作成する対価の相当性に関する書面の閲覧謄写をする権利を付与することを検討すべきである。

【理由】

申込者において、自らが交付する株式の対価の相当性に関する事項について判断するために、これらの情報にアクセスする必要性が高い。

第3 その他

1 責任追及等の訴えに係る訴訟における和解

株式会社が、当該株式会社の取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）、執行役員及び清算人並びにこれらの者であった者（以下「取締役等」という。）の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解をするには、次に掲げる当該株式会社の区分に応じ、①から③までに定める者の同意を得なければならないものとする。

- ① 監査役設置会社 監査役（監査役が二人以上ある場合にあっては、各監査役）
- ② 監査等委員会設置会社 各監査等委員
- ③ 指名委員会等設置会社 各監査委員

【意見】

賛成する。

【理由】

1 監査役設置会社等が取締役等の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解をする場合、取締役等の会社に対する責任の追及権限を有する各監査役等の同意を要件とすることが適切である。

この点、①会社が原告の場合（監査役等が代表）と、②会社が利害関係人・補助参加人の場合（代表取締役等が代表）があるところ、②の場合には、利益相反的状况になることから、お手盛り等防止のためにも、和解につき各監査役等の同意を要件とする意義がある。

また、①の場合でも、他の監査役がいる場合には、改めて他の監査役の意見を確認する意味でも、各監査役等の同意を要件とする意義がある。

なお、②の補助参加人の場合には、補助参加申出時に各監査役等の同意を得ているため、二重になる面は否定できないが、単に補助参加するか否かという判断と、具体的な和解内容も踏まえて和解するか否かという判断とは、異なる判断と

考えられるため、和解時に同意を得ることはなお意義があると考えられる。

2 ところで、監査役設置会社等が取締役等の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解をする場合の当該会社を代表する者について、①原告としての和解及び利害関係人・補助参加人としての和解でも監査役等が代表すべき考え、②原告としての和解及び利害関係人としての和解では監査役等が代表すべき（補助参加人としての和解では代表取締役等が代表する）考え、③原告としての和解のみ監査役等が代表すべき（利害関係人・補助参加人としての和解では代表取締役等が代表する）考えの3つが提示されていたが、今回の提案では、③の考えを前提にした提案とされている。

この点、①では会社の補助参加人としての代表者は代表取締役等であるにもかかわらず和解に限り代表権を有しなくなるため、和解以外の訴訟活動と和解に関する訴訟活動と完全に区別するのも困難であるとも考えられ、和解円滑な訴訟遂行に支障をきたすおそれがある。また、②では、補助参加人としての参加と利害関係人としての参加で代表者を別にする積極的理由がなく分かりにくい制度になるおそれがある。

他方、③であれば、利益相反的状况になることから、お手盛り等の防止のため、前記の各監査役等の同意を要件とすべきである。

なお、利害関係人・補助参加人としての和解につき自己取引（356条1項2号）として利益相反取引規制の適用があるかについては解釈に委ねるべきとされているところ、引続き議論を重ねて明確にされるべきと考えられる。

2 議決権行使書面の閲覧等

- | |
|--|
| <p>① 会社法第311条第4項の請求をする場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならないものとする。</p> <p>② 株式会社は、会社法第311条第4項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことはできないものとする。</p> <p>ア 【A案】当該請求を行う株主が株主総会の招集の手續又は決議の方法（書面による議決権の行使に関するものに限る。）に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。</p> <p>【B案】当該請求を行う株主がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。</p> <p>イ 当該請求を行う株主が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、又は株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。</p> <p>ウ 当該請求を行う株主が議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。</p> <p>エ 当該請求を行う株主が、過去2年以内において、議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。</p> <p>（2の注）会社法第312条第5項及び第310条第7項の請求に関しても、同法第311条第4項の請求についての規律と同様の規律を設けるものとする。</p> |
|--|

【意見】

①について賛成する。②（アを除く）について賛成する。②アについてB案に賛成する。（2の注）について賛成する。

なお、補足説明67頁に検査役に関する記述があるが、閲覧謄写請求に対し会社が決議方法調査のための検査役を会社の費用負担で選任し、その調査結果を一定期間内に請求株主に通知することにより当該請求を拒絶できる規律を設けるべきものと考ええる。他方、閲覧謄写請求した株主も、会社が直ちに閲覧謄写に応じない場合には、会社の費用負担での選任を請求できる規律を設けるべきである。ただし、総会検査役の選任と同様の少数株主要件の限定を設けることが考えられる。

【理由】

1 ①について

株主名簿の閲覧謄写請求権の場合（125条2項）と同様に、拒絶理由（②のア～エ）が存するかどうかの判断を会社が行うことを容易にするため、請求者に理由を明らかにさせることは必要である。

2 ②（アを除く）について

議決権行使書面の閲覧謄写請求権の濫用的行使が疑われる事例が存在する以上、株主名簿の閲覧謄写請求権の濫用防止やプライバシー保護のための拒絶事由（会社法125条3項）と同等の拒絶事由を設けることは妥当と考えられる。

3 ②アについて

議決権行使書面の閲覧謄写請求権は、株主の意思に基づかない議決権行使や議決権行使書面による投票が採決に正確に反映されないといった瑕疵ある処理を防ぎ、総会決議が適法かつ公正になされることを担保するための制度であることから、かかる制度趣旨に即した閲覧謄写のみに制限すべきとするA案は分かりやすい。

しかしながら、現行法においては特段の制限が定められていないところ、今回の改正において、新たに制限をすることになるため、その制限による実務上の影響が必ずしも予想できない。そこで、その制限も改正の趣旨に反しない範囲でできるだけ緩やかにした上で、その改正後の実務運用を見た上で、濫用が解消されていないのであれば、更なる改正を検討するのが穏当と考えられる。

また、今回の改正の趣旨は議決権行使書面の濫用的行使の制限であることから、会社の業務の遂行を妨げる目的等の濫用といえるものが制限されれば改正の目的を一応達成すると考えられる。この点、A案であれば、株主総会議案の委任状勧誘目的の場合など閲覧謄写請求権の制度趣旨に外れるものについては、必ずしも濫用と言えないものについてまで制限することになり、改正の趣旨に照らし過剰な制限になるとも言い得る。特に、A案においては、株主による効率的な委任状勧誘等が不可能となる一方で、経営者側はなお過去の株主総会における議決権行使結果を参照して効率的な委任状勧誘が可能となり、経営者側と株主側との間に情報格差が生じ、公平と言いがたい。

ちなみに、B案でも「株主がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的」という歯止め（制限）がある上、他の制限項目（イウエ）により、改正の目的たる濫用の制限は十分に達成可能と考えられる。

4 注について

電磁的方法による議決権行使の記録の閲覧謄写請求（会社法312条5項）や代理権証明書面（電磁的記録も含む）の閲覧謄写請求（会社法210条7項）についても、濫用的行使等のおそれがあるため、議決権行使書面の閲覧謄写請求と同様の規律を設けることは妥当である。

5 検査役について

拒絶事由の新設により、各拒絶事由該当の有無について、会社と株主間で紛争になることが十分予想されるところ、紛争中に書面の備置期間（会社法311条3項）及び閲覧謄写請求期間たる総会日から3か月や決議取消の訴えの提訴期間（会社法831条）である総会決議日から3か月を経過することも考えられる。

そこで、会社の判断により、裁判所の選任した第三者により適法な集計等の調査を委ね、その結果を上記期間内に当該株主に通知することにより、株主の権利保護を図ると共に、無用な提訴を防止することができ、大変有用かつ合理的な制度と考えられる。

会社としても、これにより株主の閲覧謄写請求を拒絶することができ、検査役への対応はあるものの、業務への負担を軽減することができる（特に長期間の閲覧や高頻度の閲覧、複数株主からの閲覧請求の場合）等の利点がある。

他方、上記検査役につき会社の判断で選任せず、かつ、閲覧謄写にも応じないこともあり得ることを踏まえると、株主の権利保護の観点からは、そのような株主に付き検査役の選任申立権を付与すべきであると考えられる。ただし、総会検査役申立権については議決権の100分の1以上を有する（公開会社かつ取締役会設置会社であればさらに6か月の保有要件を満たす）株主に限定されていることから、この決議方法調査のための検査役の選任申立権についても同様の限定を付与することが考えられる。

なお、費用の負担については、検査役は会社の臨時機関であり、会社と検査役とは準委任の関係にあるとされていることから、また、上記のとおりこれにより閲覧謄写の拒絶することができ会社の負担軽減にも資することからも、総会検査役（会社法306条）と同様に会社負担とすべきである。そのように解したとしても、決議方法調査のための検査役の報酬の額は、総会検査役と比べて、招集手続の調査を含まない分低額となると想定されるため、過大な負担とはならないと考えられる。

3 株式の併合等に関する事前開示事項

全部取得条項付種類株式の取得又は株式の併合を利用した現金を対価とする少数株主の締出しに際してする端数処理手続（会社法第234条、第235条）に関して、事前開示手続（同法第171条の2、第182条の2）において本店に備え置かなければならない書面又は電磁的記録に任意売却の実施及び株主に対する代金の交付の見込みに関する事項等を記載し、又は記録しなければならないものとして、情報開示を充実させるものとする。
--

【意見】

賛成する。

【理由】

株式の併合及び全部取得条項付種類株式の取得における端数処理手続として、競売又は裁判所の許可を得てなされる任意売却（以下あわせて「任意売却等」という。）による売得金が、締め出される株主に交付されるが、売得金が現に交付されるか否かは任意売却等の結果に依存しているため、締め出される少数株主への売得金の確実な支払いを確保するための施策として、任意売却の実施及び株主に対する代金の交付の見込みに関する事項等を開示することは相当である。

具体的には、①競売又は任意売却のいずれをする予定か、②競売をする予定である場合には競売の申立てをする時期の見込み、③任意売却を予定である場合には、任意売却する株式を買い取る者（以下「任意売却株式買取人」という。）の氏名又は名称、任意売却の実施及び株主に対する代金交付の時期、任意売却株式買取人が任意売却の代金の支払のための資金を確保する方法、当該方法の相当性、その他任意売却の実施及び株主に対する代金の交付の見込みに関する事項（当該見込みについての取締役等の判断及びその理由を含む。）等を開示事項とすべきである（補足説明69頁から70頁）。

4 新株予約権に関する登記

【A案】 会社法第238条第1項第2号及び第3号に掲げる事項（同法第911条第3項第12号ニ参照）は登記することを要しないものとする。

【B案】 募集新株予約権について会社法第238条第1項第3号に掲げる事項を定めたときは、同号の払込金額を登記しなければならないものとする。ただし、同号に掲げる事項として払込金額の算定方法を定めた場合において、登記の申請の時までに募集新株予約権の払込金額が確定していないときは、当該算定方法を登記しなければならないものとする。

【意見】

A案に賛成する。

【理由】

新株予約権の登記のうち、払込金額の算定方法については、実務上、ブラック・ショールズ・モデルに関する詳細かつ抽象的な数式の登記を要するなど、全般的に煩雑であり、申請人の負担となっている。また、詳細かつ抽象的な数式は、その内容からみて、一般的な公示にふさわしいものとはいえない。

会社法第238条第1項第2号及び第3号に掲げる事項は、新株予約権の内容そのものではない。よって、払込金額の算定方法について抽象的な数式の登記がされているに過ぎない場合にはその意義に乏しい。

以上から、会社法第238条第1項第2号及び第3号に掲げる事項については、登記することを要しないことが適切であるため、A案に賛成である。

5 株式会社の代表者の住所が記載された登記事項証明書

登記簿に記載されている事項（株式会社の代表取締役又は代表執行役の住所を除く。）が記載された登記事項証明書については、何人も、その交付を請求することができるものとし、当該住所が記載された登記事項証明書については、当該住所の確認について利害関係を有する者に限り、その交付を請求することができるものとする。

（注） インターネットを利用して登記情報を取得する場合における当該住所の取扱いについても所要の措置を講ずることを検討するものとする。

【意見】

1 本文について

賛成する。

ただし、代表取締役又は代表執行役の住所が記載された登記事項証明書の交付の請求について、①「利害関係」の範囲をどのように設定するか、開示を受けた者に目的外使用禁止の義務を課すか、といった点について検討されること、②証明書の取得が現在より困難となることのないように配慮されること、③弁護士等の一定の資格を有する者については職務上請求を可能とすること、を条件とする。

2 （注）について

インターネットを利用して登記情報を取得する場合においては、株式会社の代表取締役又は代表執行役の住所に関する情報は提供しない方向で検討されるべきである。この場合、弁護士等の一定の資格を有する者については職務上請求を可能とするようなシステムを導入すべきである。

【理由】

1 本文について

代表取締役及び代表執行役の住所は、民事訴訟法上の裁判管轄の決定及び送達の場合において重要な役割を果たす（民事訴訟法第4条第4項、第103条第1項）ことから、登記事項として存置すべきである。

他方で、個人情報保護及びプライバシーの観点を考えると、代表取締役及び代表執行役の住所については無条件で公開されることは適切ではなく、閲覧を制限するべきであると考えられる。

そこで、利害関係を有する者に限って、当該住所の記載のある登記事項証明書の交付を請求することができることが適切と考えるが、①「利害関係」の範囲をどのように設定するか（例示を設けるか否か）、②開示を受けた者に目的外使用禁止の義務を課すか、といった点について検討が必要である。①については、例えば、消費者被害事案においては、法人に加えてその代表者も責任追及の対象となるケースが多く、代表者の住所は重要な情報と考えられる。このような場合には当然「利害関係」ありと解すべきである。補足説明71頁では、『「利害関係」とは、・・・事実上の利害関係では足りず、法律上の利害関係を有することが必要であると考えられる』とするが、狭きに過ぎるように思われ、「利害関係を有する者」については、柔軟に解釈されるべきである。

証明書の取得に際しては、現在より困難となることのないようにする必要があり、登記事項証明書の申請の際、「利害関係」の判断が法務局ごとに異なったり、要件の充足の有無の判断に時間がかかり証明書の取得に遅延が生じるといったこ

とにならないような配慮が必要である。

戸籍謄本等や住民票の写し等については、弁護士等の一定の資格を有する者は職務上請求が可能とされているので（戸籍法第10条の2第3項等、住民基本台帳法第12条の3第2項等）、代表取締役及び代表執行役の住所についても、同様に、職務上請求を可能とすべきである。

代表者の住所の登記を要求しているのは会社法に限らないので、他の法人等の代表者（代表理事等）についても、同様の改正をすべきか検討すべきである。

なお、会社が清算に入ったときにおいて、清算人となる者がいないときは、裁判所が清算人を選任するが（会社法第478条第2項）、この清算人が代表清算人となり、氏名及び住所が登記される（会社法第928条第3項）。ところで、破産事件では、破産財団の管理・処分権を有する破産管財人の氏名及び住所が登記されるが（破産法第257条）、破産管財人の住所として、破産管財人に就任した弁護士の事務所住所が登記されるのが一般である。同じ清算手続である会社の清算においても、破産法と同様に、裁判所が弁護士を清算人を選任したときは、代表清算人としての住所は事務所住所でも可能とすることを検討すべきである。

2 (注) について

インターネットを利用して登記情報を取得する場合においては、登記情報の閲覧を求める者が利害関係を有するか否かについて判断することができないことから、株式会社の代表取締役又は代表執行役の住所に関する情報は提供しないとするのが適切であると考えるので、提供しない方向で検討されるべきである。

なお、上記1のとおり、弁護士等の一定の資格を有する者については、代表取締役及び代表執行役の住所について、職務上請求を可能とすべきであるので、インターネットを利用して登記情報を取得する場合においても、職務上請求が可能となるようなシステムを導入すべきである。

6 会社の支店の所在地における登記の廃止

会社法第930条から第932条までを削除するものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

インターネットの広く普及した現在においては、会社の探索は一般に容易となっており、支店の所在地において登記事項証明書を取得しなくとも、会社の本店所在地を探索し、会社情報を取得することは容易といえる。

支店登記の制度を維持すべき意義は少なく、支店の登記申請義務を負う会社の負担を考えると、会社の支店の所在地における登記を廃止することが適切である。

以上